

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

目 次

- 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（本則関係）-----
- 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（附則第二項関係）-----
- 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）（附則第三項関係）-----

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和一十五年法律第九十五号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

		第八条 (略)	
		改 正	後
7 次に掲げる職員の第五項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好	(削る)	6 前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を四号俸（行政職俸給表）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものとして人事院規則で定める職員にあつては一号俸）とする。三号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものにあつては一号俸）とする。この標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。	6 前項の規定により職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を四号俸（行政職俸給表）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものとして人事院規則で定める職員にあつては一号俸）とする。三号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものにあつては一号俸）とする。この標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。
8 次に掲げる職員の第五項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好	(削る)	7 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十五歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号俸（行政職俸給表）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員にあつては三号俸、「とあるのは、「二号俸」とする。専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものの第五項の規定による昇給は、同	7 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十五歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号俸（行政職俸給表）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員にあつては三号俸、「とあるのは、「二号俸」とする。専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものの第五項の規定による昇給は、同

であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

8	一 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるものを除く。）
9	二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるもの

第八条の二 再任用職員で国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第六条の二及び前条第十一項の規定にかかわらず、これらの人による定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第八条の二 再任用職員で国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第六条の二及び前条第十二項の規定にかかわらず、これらの人による定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（附則第二項関係）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	第五条 (略) (号俸の決定基準等)	第五条 (略) (号俸の決定基準等)
3 5 (略)	2 一般職給与法第八条第五項から第十項までの規定は、職員の昇給について準用する。この場合において、同条第五項中「職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」とあるのは「職員」と、同項から同条第七項まで及び第十項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六条」と、同条第六項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と、同条第八項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六号）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐に適用されるとする。）」と読み替えるものとする。	2 一般職給与法第八条第五項から第十一項までの規定は、職員の昇給について準用する。この場合において、同条第五項中「職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」とあるのは「職員」と、同項から同条第八項まで及び第十一項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六条」と、同条第六項及び第七項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と、同条第八項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六号）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐に適用されるとする。）」と読み替えるものとする。
3 5 (略)	2 一般職給与法第八条第五項から第十項までの規定は、職員の昇給について準用する。この場合において、同条第五項中「職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」とあるのは「職員」と、同項から同条第八項まで及び第十項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六条」と、同条第六項及び第七項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六号）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐に適用されるとする。）」と読み替えるものとする。	2 一般職給与法第八条第五項から第十項までの規定は、職員の昇給について準用する。この場合において、同条第五項中「職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」とあるのは「職員」と、同項から同条第八項まで及び第十項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六条」と、同条第六項及び第七項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六号）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐に適用されるとする。）」と読み替えるものとする。

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）（附則第三項関係）

(傍線部分は改正部分)

第七項

(略)

(略)

(略)

第八項

(略)

(略)

(略)